

平成25年第12回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年12月19日
午後2時30分～午後4時19分
場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、ただいまから平成 25 年第 12 回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様、こんにちは。都政のほうでもちょっと動きがあり、今後どうなっていくのかなという部分もございますけれども状況を見守っていきたいと思います。

本日、会議に入ります前に、委員の皆様、本日行われました瑞雲中学校の生徒会役員との懇談について、感想なり御意見とかありましたらいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、よろしいですか。

○委員（寺村豊通） きょうは、瑞雲中学校の 1 年生と 2 年生の生徒会の役員の方々と懇談をしたんですけれども、今の中学生ですと、喋り方やなんかも語尾を伸ばして、何とかでーとか、というような話し方をするのかなと思っていましたら、まったく逆で、割と自分の意見をきちっとした口調で、はきはきと喋っているのを見て、このような形で大人になってくれたらいいのかなという感じを持ちました。思っているよりもしっかりした生徒さんたちだなという感じがしました。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

それでは、石川委員よろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） 今回の感想と同じでございます。要するに、すべて立候補でそういう生徒会役員が選ばれるようなんですけれども、自分でもってやりたいという人が出て選ばれるという形だと思います。そういう意味では非常に建設的な意見が多かったですね。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

それでは、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 私も大変しっかりと自分の意見をはっきり言える子供たちで、安心して未来を託せる子供たちかなと思いましたが、7人のうち1人しか男の子がいなかったのも、その点をちょっと質問してみましたら、今、いろんな意見文発表とか場面でも女の子が多くて男の子が少ないので、そういうこともあわせて聞いてみましたら、やはり男の子は部活動、スポーツ団体に入っていたり、そういうことで役員になることで、かち合うと時間がなくなると思って、やっぱりそういうのに立候補しないということでしたので、意欲がないということではないということがわかってちょっとほっとしました。しっかりした子供たちでよかったなと思いました。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

それでは、木戸委員お願いします。

○教育長（木戸義夫） きょうは、実質的には初めての試みであった。

こちらからの質問に答えるような形で終わってしまったんだけど、次回やる

ときには、生徒側からも積極的に教育についてこういうことをやってもらいたいとか、教育に対する希望なんかも聞いてみたいなと思いますね。生徒たちはちょっと能動的でなかった、受動的だったなという感じです。そこのところをもうちょっと今度は工夫しながらやったほうがいいかなとそう思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

そうですね、正味 30 分ぐらいの時間の中で、給食もいただきながらみたいな感じで、雰囲気的には和やかな雰囲気で懇談できたのでよかったなと思いましたけれども、やはり、こちら側から質問させていただいたことに答えていただくことが中心になってしまったので、もっといろいろ彼らの中学生自身の意見を聞きたかったなというような気持ちに私もなりました。

ただ、生徒会役員に立候補した動機という中に、自分たちの学校をもっとよくしたいという気持ちからなりましたといった、すばらしい発言が何人かの役員の方から聞かれて、すごく頼もしいなと思いましたし、また、どういうふうによくしたいのかということも、ちゃんと自分の意見を、例えばみんながちゃんと大きな声で挨拶できる学校にしたいとか、きれいな学校にしたいとか、みんなが楽しく来られるような学校にしたいとかといったビジョンを持っているのもすばらしいなと思いました。

一つとても印象に残ったのは、じゃあ楽しいと思ってくる子と楽しくないと思ってくる子の境目は何ですかと聞いたときに、それはやっぱり勉強が好きかどうかの一つの分かれ道かも知れないといった答えをいただいたのがとても印象に残りました。やはり長い時間授業で勉強をする場ではありますので、学校は。そういう勉強が楽しくなるような取り組みをしなければならぬし、子供たちもそういう姿勢をもっと持ってもらえると、学校がもっと楽しい場所になるんじゃないかなと私自身は感じました。

ということで、またぜひこういった試みをどんどんしていただければなというふうに期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この件は以上で終わりたいと思います。

それでは、本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり、署名も得てありますので御了承ください。

次に、委員会規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3 番の石川委員と 4 番の小林委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして日程 4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 私のほうからは、中央教育審議会についての報告をさせていただきます。

12 月 13 日に中央教育審議会から文部科学大臣に、「教育委員会制度改革」に関する答申がなされ、教育行政の決定権限を持つ「執行機関」を教育委員会から自治体の長に移すという方針が示されました。

答申は、新たな制度として「首長が教育行政の大綱的な方針を策定する」こと

を明記し、首長の補助機関となる教育長は、方針に基づき学校の設置・管理などの事務を行う。

首長の権限を制限するため、首長から教育長への直接的な指示は、子供の生命・身体の保護に緊急性を伴うなど、「特別な場合」に限る。

そして、現行制度では教育行政全般に決定権を持つ教育委員会は、今後は首長の特別な付属機関とし、首長の方針の審議や教育長による事務執行の点検・評価などの権限を有することとし、首長や教育長に対する勧告ができる。としております。

また、教育長は、人事異動や懲戒処分、教科書採択などの基準について教育委員会の議論に基づき方針を決定することとされております。

首長の権限強化に対しては、改革案を議論してきた中教審の分科会でも懸念の声が相次ぎ、このため答申は現行制度を手直しして、教育委員会を執行機関として残す案を「指示する強い意見もあった」ことも併記されております。

下村文部科学大臣は、「答申に沿った内容で法案を策定していく」とし、次期通常国会に関連法改正案を提出する意向とのことではありますが、改革案に対しては、教育の政治的中立性を守れるかどうかという点では大いに疑義がある。との意見も強く、与党内にも慎重論もあることから、法案の取りまとめは難航する可能性もある。とのことでもあります。

私のほうからは以上です。今回の教育委員会名義使用承認は、お手元に御配布のとおり3件となっておりますのでよろしく願いいたします

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいま教育長の報告がおわかりました。ただ今の報告につきまして、御質問並びに御意見はございますでしょうか。

こここのところ、ずっといろいろ検討されております教育委員会制度の改革ということについての次期通常国会で法案が出されるのではないかということになっておりますけれども、まさにそれが通った場合、私どもはどうなっていくのかなと思っておりますが、何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 権限委譲という話なんですけれども、いろんなそういう首長と教育委員会の意見が違った例があったのでそうなっているのかもしれないけれども、今まで、それほど教育委員会のほうで権限が、首長のほうを越しちゃったという例というのがあって、実際にいろんな行政上困難なことがあったという事例も関係しているんですか。

○教育長（木戸義夫） 一番の発端は津市のいじめのことで、ここまでの動きが鈍いところを全国に披露しちゃったわけですね。もう少し機動的に動けないかと。それは、合議制の教育委員会でなく市長部局にあればもっと早く動けたんじゃないかとそんなようなことから発展してきて議論をされてきたということですね。

○委員長（紅林由紀子） 何かございますでしょうか。

昭島の場合は非常に安定しているというか極端なことになるという状況は今までにはないと思うんですけども、例えば大阪のような、ああいうケースとかを見ると、どうなってしまうのかなという不安は私自身もちょっと感じるんですけども。なかなかこれが確かに機動的という部分はあるのかもしれないんですけど、それも何かやりようがあるんじゃないかなという印象はありますが、今後どうなっていくかという部分ですね。

特には何か御質問等よろしいですか。実際にこれから議論されていくということになってきますと思いますので、またそれを見守っていきたいと思います。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

続きまして、日程 5 議事に移ります。議案第 41 号 昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） それでは、昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第 41 号を提出します。

このたびの管理運営規則の主な改正点は、指導教諭、栄養教諭の配置、部活動の設置運営、その他文言の調整による修正でございます。

指導教諭の配置につきましては、教員の学習指導力の一層の向上を図るため、東京都公立学校の管理運営に関する規則が改正されまして、平成 25 年 4 月より都立校には指導教諭の職が設置されました。全校種及び全市町村においても指導教諭の職を設置することが教員、教育職員の適切な任用管理上望ましいとし、規則改正を行う必要があり、それに伴い昭島市立学校の管理運営規則の一部改正を行う運びとなりました。

また、教育活動の一環である部活動の設置及び運営に関すること等についても規則の一部改正を行いました。

規則の全体を確認する中で、文言調整を要する箇所もありましたので、あわせて今回改正について御提案を申し上げます。

では、詳細につきましては、お手元にお配りしました昭島市立学校の管理運営に対する規則の新旧対照表をもとに御説明申し上げます。資料を御覧ください。

枠の右側が現行の表記となっており、左がこのたび改正する規則を示しております。下線部分が改正部分でございます。

まず、第 1 条でございます。文中に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき」という規則の根拠法令を追記いたしました。

続きまして、第 4 条の第 3 の部分で、休業日の振替等の扱いに係る届出につきまして、「第 13 条の規定による教育課程の届出」と明記をいたしました。

第 8 条の 8 でございます。第 8 条の 7 の次に「栄養教諭」配置に係る 1 条を追記いたしました。

第 10 条の 7、第 10 条の 6 の次に「部活動」の設置及び運営、公務分掌への位置づけ等についての 1 条を追記いたしました。

第 12 条、文中の基準の名称につきまして「教育課程編成基準」と明記いたしました。

第 23 条、学校に備える表簿について、現状に即した表簿の名称に修正いたしま

した。

以上の規定につきましては、交付の日から施行をしていきたいと思っております。

続きまして、第8条の2の次に、第8条の3「指導教諭」の配置及び職務内容についての1条を追記いたしました。それに伴いまして、現行の第8条の3の規則を第8条の4とし、1つずつ規則番号の繰り下げを行っております。

本規則につきましては、平成26年4月1日からの施行となります。

雑駁ではございますけれども、以上、管理運営規則の一部改正について説明を終わらせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第41号について説明が終わりました。本件に対する質疑並びに御意見・御要望などございましたらお願いいたします。

それではすみません、私のほうからいくつかお伺いしたいんですけども、まず一つ目は、指導教諭という部分なんですけれども、これは今説明いただいたことをお伺いすると、職としては初めておかれるものと認識していいのでしょうかということと、その条件とか、指導教諭になるためにどういうことがそろわなければいけないとか、それは設置の基準とかがあるのかということ、その指導教諭になった場合は処遇というか待遇がどうかなのかとか、お給料の面でどうなのかとか、そういったようなことをちょっと指導教諭というものについてもう少しお伺いしたいということがございます。

あともう一つは英語教諭を置くことができるというふうにございますけれども、英語教諭も今、学校にいらっしゃると思うんですけども、現在、昭島の場合どのぐらいいらっしゃるのかということとか、あとその設置の基準が何クラス以上あった場合はおけるとか、そういうようなものがあるのかどうかということですね。

それから、あともう一つ、部活動についてこのような規則に明文化するといったお話でしたんですけども、現在、中学校において部活動に属していない生徒さんというのは、昔は帰宅部とか言ったりしましたけれども、そういった生徒さんはいるのかどうかということと、そういう生徒さんがいる場合は、何かそれは部活動へ入ることを勧めたりとかしているのかとか、こういうふうに明文化することによってそれに入っていないお子さんはどうなっていくのかというようなところをちょっとお伺いしたいと思います。

○指導課長（宇都宮聡） まず、指導教諭についてございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、平成25年度から東京都立校のほうでは既に配置をされております。条件ということですけども、今年度より選考の方法が変わりまして、今まで主幹教諭選考という言い方をしていた選考が、今年度より4級職先行という言い方になりまして、その中で主幹教諭になる者と指導教諭になる者とを教育委員会の申出により分けることができる、つまり任用の段階でどちらに向いているのか、つまり、主幹教諭の場合は学校運営にあたる副校長の補佐役ということになりますけれども、そういったほうに特性があるのか、そうではなくて、ほ

かの教員たちに指導をしていく、そういう特性があるのか、よく授業内容についての特性があるのかというところの本人の特性を、教育委員会、校長の具申を受けて教育委員会のほうで推薦をして、そして任用をしていくというそんな形になります。

ですので、設置の基準については選考ですので受かるか受からないかということになるわけですが、これについては、今までの実績、例えば研究員を行っているとか、例えば小教研のほうで率先的な立場を取って授業を行っているとか、それから校内においてもほかの教員をその教科において指導する力があるかどうかとか、いろんなことを見て、当然今年度、本市よりこの指導教諭に推している教員がいるわけですが、当然授業観察を行って何度か見た上でこの方が指導教諭に向いているかどうかというのを判断させていただいて推薦させていただいているというそんな状況でございます。

したがって、なったときの処遇ということなんですけれども、主幹教諭と同じ4号級の級、一般教員が2号級で、主任教諭が3号級、主幹教諭、今回の4級職ですね、主幹教諭、指導教諭については4号級というような、そういうような給料上のものがございます。指導教諭が行わなければならないものとして授業公開を行わなければならないという、そういう義務がございます。年間3回以上の公開を行って、その指導のものを深めていくと。現在のところ、例えば小学校、中学校のそれぞれ教科数の指導教諭をおいていく方針なわけですが、なかなかそこまで人数が集まらないということもありますので、ブロックごとに教科について出していくというようなことで現在のところ進めているところでございます。まだ1年目で、全部の教科、全部の地区に配置ができていますとかそんな状況ではございません。

続きまして、栄養教諭についてですけれども、置くことができるというようになっております。この栄養教諭につきましては、市の栄養士とはまた違い、東京都から配置するものでございます。したがって本市の場合、学校には市の栄養士が入っておりますので自校給食の部分では、調理場の中に、都の今、栄養士が2名おりますけれどもその一部として栄養教諭を置いていくと。そういう形になります。したがって、多くても3名、もしくは学校の市の栄養士を栄養教員に置きかえるというのであれば、それは増やすことができますけれども、ただ本市の場合、任用上3名、調理場には3名というそういう形になっておりますので、今のところ最大3名というところになります。

今現在、1名非常勤教員として栄養教諭が1名おります。ですが、今年度末を持って退職をする予定になっておりますので、来年度についてはまた要望をかけていきたいなというふうに考えているところでございます。

続きまして、部活動でございますけれども、これについては入っていない生徒には何かというお話がありましたけれども、当然部活には入ろうねという勧めはしますし、当然勧めていきますが、やはり強制的に勧めることはなかなか難しいところがございます。本市の部活動の加入率でございますけれども、おおよそ7割をちょっと超えたところの加入率でございます。それ以外については、例えば強制的に勧めることはなかなか難しいところがございますので例えば、個人的な事情で塾に行かなきゃいけないとかいろんな事情がございますので、教育活動

として行うけれどもそこに強制的に入れるものではないというようなことをしているところでございます。

そんな状況でありますので、当然勤めてはいます。入っていないお子さんに何かしているかといえばそれは学校としては行ってはいないということになります。以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

指導教諭について、今若い先生方がどんどん増えている状態で、こういった先生方がそういうポジションで指導にあたっただけというのは、すごくいいことだなと思いますので、そういう先生方をどんどん発掘して増やしていただければなというふうに思いました。

栄養教諭というのは、すみません、まだ私の頭の中でちょっと理解できなかったんですけども、東京都から配置されてくるということで、昭島市の場合は調理場に配置されるということで、学校には配置される状況にはないということですね。その代わり、その先生方は栄養教諭が配置された場合は各学校に回って、実際に子供たちの前でいろいろ話をしたりとかすることはあるわけですか。

○指導課長（宇都宮聡） 学校にはないのではなくて、学校には現在、自校給食には市の栄養士が配置されておりますので、そこに取って都の栄養教諭を配置することは今のところ考えていないということでございます。

当然、調理場のほうにおりますので、両方の仕事をするんです。要するに、栄養教諭の仕事だけをしているのではなくて、栄養管理の仕事もしますので、だからプラスアルファの仕事をしなきゃいけない。ただし任用に関しては教諭と同じ任用をしていくので、人事異動なんかも教員と同じ人事異動のほうに乗っかってくることなので、今までの栄養士さんたちのほうとは切り離されてしまう、分かれてしまう、そういった職種になってまいります。

当然、学校のほうへは回っておりますし、今までいてくださっている栄養教諭の方も学校を回っていただいておりますし、自校給食の所も回って、その栄養士さんと一緒に栄養指導をしたり食育を行ったりするということをやっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

なかなかちょっと複雑ですね。同じような仕事をするのに呼び名が2つあるような。市で採用されている方と都の職員の方と、というような部分で難しいところがあるのかなと思いました。

ほかには何か、この件につきましてございますでしょうか。特にはよろしいですか。

部活動の問題につきましては、本当に個人個人の事情があるというお話をいただきましたけれども、それはもっともなことではあると思うんですけども、やっぱり教育上の効果とか教育効果が非常にある部分だと思いますので、例えば自分たちでそういった部をつくるのか、やっぱり教科以外の活動という、自分たちで何かつくり上げていく活動というような、そういう部分が中学校においては何かちゃんと位置づけてあったほうが、自主性とか企画力とかそういった意

味でも、きょうの生徒会の生徒さんたちもそうですけれども、そういった自主的に何か自分たちで話し合っ決めてやっていくっていう、そういうことがすごく大事なことなんじゃないかなという部分もありますので、ちょっとどうしたらいいということが言えるわけではないんですけども、そういった面は、部活動への所属というものを勧めていただくと同時に、そういう子たちが何かできることを何か学校の中で見つけられるような環境というか、そういうのも考えていただければなど漠然としていますけれどもちょっと感じました。

それでは、ほかにないようでしたらよろしいですか。それでは、以上で質疑・討論を終わります。

それでは、こちら議案になりますのでお諮りしたいと思います。それでは、本件につきまして原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) それでは、御異議なしと認め、議案第41号は原案どおりに決しました。ではよろしくお願いたします。

それでは議案の審議が終わりました。続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1、平成25年度昭島市立学校卒業証書授与式及び平成26年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について、説明をお願いします。

○指導主事(岸 知聡) 協議事項、平成25年度昭島市立学校卒業式及び平成26年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について提案いたします。

卒業式・入学式ともに、当日「お祝いの言葉」としてお話させていただきます。昨年度御協議いただき、内容を絞ってお祝いの言葉を作成いたしました。

卒業式につきましては、「成長」「感謝」「協力」の内容で、また、入学式につきましては小学校は「生活習慣」「安全指導」、中学校は、「挑戦」「感謝」の内容で構成されております。

今年度につきましては、昨年度の内容で大きな変更はございません。文言につきまして一部改定を行いました。

御協議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

小学校・中学校の卒業式・入学式のお祝いの言葉ということでございますが何か御意見などございますでしょうか。協議事項でございますので、何かぜひ御意見いただきたいと思いますが。

はい、小林委員をお願いします。

○委員(小林和子) 大体、今までのを踏まえてということで、ちょっと語句の改善ということでいいと思いますし、「昭島市」、最初に「昭島市教育委員会を代表して」と言いましたから、後半のほうで教育委員会も将来を担う子供たち云々って、「昭島市」、特になくてもいいかと思いますが、言葉として言ううちに前のことは大体忘れてしまいますから、ここで「昭島市」とさらに「昭島市教育委員会の」って加えたことははっきりしていいかなというふうには思いました。

卒業式の言葉はそういうことでいいので、入学式のお祝いのことも言っているんですか。大体いいと思いましたが、一つだけ小学校の入学式のお祝いの言葉の前半のところ、「1年生の皆さん小学校ご入学おめでとうございます。きょうの入学式をきっと楽しみにしていたことでしょう」って、これでいいとは思いますが、「楽しみに待っていたことでしょう」って、「待って」てって入れると、さらに子供たちが入学式を指折り数えて待っているというような感じで、さらに強調するのと一緒に、私たちの話し言葉にしても楽しみにしていたというよりも「待って」というふうに、ちょっと「あいうえお」という言葉を入れたほうが発音しやすいかなというふうに思ったので、「待っていたことでしょう」というふうにしていただけたほうがより言いやすいかなと思いました。あとはみんなよかったと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

細かい語尾の部分は、多分お話しになる皆さんで多少変えていただいても問題ないんじゃないかなと思いますけれども、内容の面について何かございましたら。よろしいですかね。

印象としては、昨年とほぼ同様ということで長くないのがいいかなと。やっぱり校長先生の話が大変大事ですし、みんなにはそれを何しろ覚えて心に留めてもらいたいなというのが一番ですので、式の間では。そういった意味では、短く簡潔にまとめていただいたのがすごくいいかなとまず感じました。

そして一つだけでできれば変更いただきたいなと思いましたのは、昨年小学校の卒業式の部分で、「保護者の皆さんに、連携・協力していただきありがとうございます」というような文言を入れていただいたんですけども、できれば中学校でも、これで義務教育も終わりですので、保護者の皆さんともここで終わりということになるわけなんですけれども、やはり義務教育の間ずっとお付き合いいただいたというか、お子さんを預かって、そして先生方もいろいろ協力していただいた意味でも、中学校でもその文言を入れていただけるといいかな、ありがたいなとちょっと感じました。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、今の小林委員の御意見と恐縮ですけれども私の今の意見を、ちょっと御検討いただきましておつけいただければ。

○指導主事（岸 知聡） 今の御意見を受けて、こちらのほうで作成していきたいと思えます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

それではどうぞよろしくお願ひいたします。ということで、以上で協議事項を終わります。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

報告事項1 平成25年第4回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について報告をお願いします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 平成 25 年第 4 回市議会定例会一般質問（教育委員会関係）
について御報告いたします。

平成 25 年第 4 回市議会定例会は、11 月 29 日から本会議が始まり、12 月 17 日に終了いたしました。本会議では教育委員会関係の一般質問がございましたので概略を御報告申し上げます。

今回、学校教育については 5 人の議員の方から、生涯学習についても 5 人の議員の方から御質問をいただきました。学校教育については私のほうから、生涯学習については伊東部長より御報告いたします。

それでは、報告資料 1 の 8 ページをお開き下さい。

みらいネットワークの内山真吾議員より、昭島からオリンピック・パラリンピック選手を輩出しようについてのうち、「中学校の部活動について」と「市立小中学校における不審者対策について」の御質問がありました。中学校の部活動については、運動部の部活動の現状と認識及び課題と展望、部活顧問の 1 週間の指導時間と指導日数、外部指導員の拡充、複数校による合同部活動の実施及び拡充、スポーツ外傷及びスポーツ障害の現状、スポーツ医・科学の研修などの御質問をいただき、それぞれ御答弁させていただきました。

次に、11 ページですが、「市立小中学校における不審者対策について」では、本市すべての学校の正門に電子ロックとインターホンの設置を求めるもので、これにつきましては今後の費用対効果を研究していくとともに、不審者対応訓練や教職員の声かけの徹底など、ソフト面の充実を図ってまいりますと御答弁申し上げます。

次に、14 ページの公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員より「自立支援について」のうち、不登校児童・生徒への対応について御質問があり、現状の家庭と学校の連携支援員、たまがわ適応指導教室及びもくせい適応指導教室、教育相談室の相談体制について御説明し、御提案の福祉的な意味を持つ自立支援の観点に立った不登校児童・生徒を受け入れる受け皿づくりについては、そんなことも参考にしながら、今後不登校の児童・生徒がゼロになるようないろいろな角度から施策を実施してまいりたいと御答弁いたしました。

次に、15 ページの日本共産党昭島市議団の熊崎真智子議員より、「子育て政策についてを問う」のうち、特別支援教育について御質問をいただきました。昭島市特別支援教育推進計画の今年度の進捗状況を御答弁申し上げるとともに、町内関係機関との連携、発達障害の児童・生徒への支援、特別支援学校教員免許状の取得の推進、教員の移動があっても特別支援教育に関するスキルの定着への取り組みなどについて教育委員会の考え方をそれぞれ御答弁いたしました。

次に、17 ページの自由民主党昭島市議団の三田俊司議員より、「子供の貧困」と「貧困の連鎖」についてのうちから 3 点と、土曜授業についての御質問があり、教育委員会における生活困窮世帯の子供の実態把握方法や、スクールソーシャルワーカーの関わり方などを御答弁いたしました。また、土曜授業については、当市での実施状況また土曜を活用した学習支援については、つつじが丘北小学校と拝島中学校の取り組みを紹介するとともに、土曜日に行われている市のスポーツ支援について御答弁いたしました。

最後に、19 ページの、自由民主党昭島市議団の小山満議員より、これからの教

育についての御質問があり、長期に安定して事業を実施できるように財源確保の観点から教育に関する基金を新に設置してはどうかとの御提案があり、他市の状況も参考にし、財政担当とも調整しながら、今後検討してまいりたいと御答弁申し上げます。

私のほうからは以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

○生涯学習部長（伊東一彦） 生涯学習部に関しての一般質問につきまして御報告申し上げます。報告資料1の4ページから6ページを御覧ください。

まず、日本共産党昭島市議団の荒井啓行議員から、「昭島市社会教育複合施設の建設と運営について」建設時期、事業手法のメリット・デメリット等につきまして御質問をいただきました。

建設時期につきましては現在社会教育複合施設の施設整備の事業手法が決まっていないため、施設整備手法によって5年から7年かかり、竣工は平成31年度から33年度ごろと御答弁申し上げます。

また、施設整備及び運営の各事業手法のメリット・デメリットにつきましては、従来方式、PFI方式、指定管理者方式など記載のとおり御答弁申し上げます。

次に、7ページになりますが、公明党昭島市議団の渡辺純也議員から、「歳入確保のため、雑誌スポンサー制度を導入について」御質問をいただきました。

この雑誌スポンサー制度は、雑誌のブックカバー等に企業名を掲載する代わりに年間の購読代金を肩代わりしてもらう制度ですが、現在、市民図書館では財源確保のため、図書館カレンダーや図書管理案内の作成にあたり、広告を募集し歳入確保に努めており、今後、雑誌スポンサー制度導入については意向、動向を確認する中で検討してまいりますと御答弁申し上げます。

次に、9ページから11ページになりますが、みらいネットワークの内山真吾議員から、「東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みに関して、地域スポーツ・障害者スポーツについて」御質問をいただきました。

昭島市での地域スポーツの現状は、少年野球連盟、サッカー協会等、地域に根ざしたスポーツ団体が、技術の向上や相互の親睦を図っており、市ではこのようなスポーツ団体の活動に施設の提供や活動の支援を引き続き行っていくとお答えし、障害者スポーツにつきましては、スポーツ施設での障害者の使用料の減免や、環境整備に努めているほか、来年度、スポーツ推進委員による障害者を対象とした体操等事業を進めていくと御答弁申し上げます。

また、平成23年に設立されました、総合型地域スポーツクラブについては、子供から高齢者まで総合スポーツセンター、小中学校、市立会館等、市内全域で活動しており、今後は事業内容をさらに充実していただき、最終的にはトップアスリートが誕生することを期待していると御答弁申し上げます。

次に、13ページになりますが、みらいネットワークの小林浩司議員から、「伝統芸能の支援のため、無形民俗文化財の拡大について」御質問をいただきました。

本市には、市指定文化財として、23件が指定されており、このうち2件が無形民俗文化財となっておりますが、いずれも歴史と伝統をもつものであり、新たに

指定文化財として取り扱う場合は慎重な検討が必要であることから、今後、地域の伝統芸能などの進行に寄与する団体への表彰などを含め、検討していくということで御答弁申し上げます。

次に、20、21 ページになりますが、公明党昭島市議団の大島博議員から、「新中央図書館について」4点、御質問をいただきました。1点目の「どのような図書館をつくるか」につきましては、市民の地域社会づくりを支援する知の拠点として、利用者にくつろいで読書や資料の閲覧を行える環境を提供し、本を通じて市民と市民をつなぐ場と考えているとお答えし、2点目の「市民一人ひとりの世界が広がり交流の輪が広がる場をつくるために具体的な考え」につきましては、社会教育複合施設のメリットを生かし、各施設が開催するイベントやサークル活動の学習の場として提供することで、さまざまな目的を持った個人や団体が集い、交流できる場と考えており、具体的には郷土資料室の展示に合わせた図書館や教育センターなどの事業により、それぞれの来館者の交流が期待できると御答弁を申し上げます。3点目の「活動指標」につきましては、今までの指標に加え、他の施設との連携を生かし、来館者数も活動指標と考えているとお答えしました。4点目の「学習・会議ゾーンについて」は、自習スペースとして個人利用を前提としたスペースを50席程度としまして、会議室や講習室などを計画していると御答弁申し上げます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

たくさんのお質問をいただきまして、また、事務局の皆さんには、大変丁寧に御答弁いただきまして大変ありがとうございました。この件につきましてこの内容についての質問でも結構ですし、この内容に関する御意見・御感想でも結構です。何かございますでしょうか。

非常に多岐にわたる質問になると思いますけれども、何かございますか。

小林委員をお願いします。

○委員（小林和子） 1点目、荒井啓行議員の、複合施設のことについて何ですが、3とおりの方法があるということで詳しく説明いただきましたが、ここに書いてありますが、どの方法にしてもそれぞれメリット・デメリットがあつて、それと、かなり計画段階から長期の時間がかかって大変だと、これからの御苦労が推察もされますが、その3つの方法で、どれにしても1番市民のためによい方法はどういう方法がよいのかということで御検討いただくことになると思いますので、その辺を考慮いただいて、なかなか市だけで運営するといろいろ制約があつたりとかしますから、このPFI方式というんでしょうか、そういうような方法もほかの所でのやっているところなどあつたりしたら、それもいろいろ御参考いただいて、最終的には市民が活用するということですから、そのために一番よい方法をこれから御検討いただければというふうに、これは希望です。よろしく申し上げます。

○生涯学習部長（伊東一彦） 施設整備や運営手法については、現在検討しているところ

ですが、市民に提供するサービスにつきましては、現在のサービス水準よりも向上し、かつ効果的にできるような形で考えております。また、市の財政負担も大変大きなものになりますので、大きな課題と思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。ぜひよろしく願いいたします。
ほかには何かございますでしょうか。
寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） このオリンピックの選手を輩出しようということですけど、7年後ぐらいというと、今の中学生とか小学校の10歳超えたぐらいの子供で、昭島で誰かそういうような該当しそうなお子さんは見られるんですか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） お子さんではないんですが、近いところでソチのパラリンピックで総合スポーツセンターでトレーニングをしている、森井大輝さん、出場が決まっております。過去2回のパラリンピックでも銀メダルを取っているということで。

○委員長（紅林由紀子） 競技は何ですか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） 競技はスキーで、アルペンですけど。

○統括指導主事（稲富泰輝） お子さんでということですが、瑞雲中2年生の女子生徒さんで、全国100メートルハードルで3位というお子さんがいますので、東京都の表彰の候補者として今、上げております。このまま順調にいけば可能性はあるのではないかと。

○委員長（紅林由紀子） それは、やっぱり部活動を中心に活動をされているんですか、その方は。

○統括指導主事（稲富泰輝） はい、部活動を中心に活動して、瑞雲中の陸上部で活動しています。なお、瑞雲中の陸上部には、外部指導者として教員を60歳までやられて退職した後、手伝っている方がいますので専門的な指導を自校で受けられるということでございます。

○委員（寺村豊通） 特にオリンピック強化何とかというのに参加して訓練しているわけじゃないわけですね。

○統括指導主事（稲富泰輝） 今年やっと全国にということですから、この状態が続けば、ジュニアの指定選手に指定される可能性は出てくるかとは思いますが。

○委員長（紅林由紀子） ぜひ期待したいですね。

ほかには何かございますでしょうか。

はい、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 14 ページの赤沼泰雄議員の自立支援についてということで、現在、市の適応指導教室に 40 名ほどの中学生が通っているというお話しがございましたけれど、実際に市内のほうでなかなか学校に行かれない子供たちは相当数、各学校いらして、40 名ははるかに超えてもっているということで、その不登校の原因はさまざまありますし、どんなに手を尽くして迎える姿勢ができていてもなかなか行かれないというお子さんもいますから、一概には言えませんが、適応指導教室、相談室ですか、そういうところに学校に行かれない子供たちがもっと行かれるように、いろんな不登校の原因がありますから、それぞれの子供たちに適した指導ができるように、もっとスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとかそういう方たちも、大勢、常駐じゃなくても学校からの巡回でも仕方がないかなと思いますけれども、個々の子供たちに沿った指導ができるような、そういう適応指導教室になっていくように、今も一生懸命やっただいていてほしいと思います、さらにそういう指導ができるようにお願いしたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） 受け皿がもっと大きくなるようなということですよ。

○委員（小林和子） それぞれの子供たちに沿った指導をしていただければというふうに。

○委員長（紅林由紀子） その点についてはいかがでしょうか、適応指導教室という。

○統括指導主事（稲富泰輝） まず、今おっしゃられたスクールカウンセラー、臨床心理士のほうなんです、平成 25 年度、改善いたしましたのは、この臨床心理士は月曜日は誰々、火曜日は誰々というふうに曜日によって人が違っていった面がありました。こちらについては、なるべく同じ者が、この先生が何曜日、何曜日にいるよというような形で、週 3 回、臨床心理士には教育相談室のほうで適応指導教室の応援にも入っていただくようになっております。

また、今年の試みとしましては、適応指導教室の支援員につきまして、年齢層の若い支援員を入れています。そうしますとやはり、若者が子供たちのニーズに合わせて会話をしていったりとかそういうことがありますので、今後も検討してまいりますけれども、このように子供が行ってみようかなという雰囲気が出まして、今、40 名近い子が在籍している状況をつくっているところでございます。

きょういただいた意見を参考にして、また運営を検討してまいります。

○委員長（紅林由紀子） ということは、この 40 名というのは上り坂というか、増えてきているというような傾向ですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） はい、確実に増えております。例年であれば、大体 30 前後のところですが、今 40 名。我々のほうに月ごとにその状況について報告があるん

ですが、今までA4、1枚で済んでいたものがA4、2枚の紙になっている状況でございます。ですので、普段のところから1.5倍まではいかないんですけども、それぐらいの人数かなというふうなところ。

また、在籍しているお子さんたちの出席日数が多いんです。在籍はしているんですけども適応指導教室に来ていないという状況が多かったんですが、ことしについては在籍に加えて適応指導教室の出席日数も増えております。

○委員（小林和子） ぜひ、そういう若い先生たちにまた期待して、子供たちがさらに通ってこられるようによろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、本当に大変嬉しいというか、ありがたい取り組みだと思いますし、よりたくさんの子供たちが、まずはそこへ行けるような、家を出てそこへ行けるような形にしていいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、私のほうから2点あるんですけども、まず1点目は、11ページ、12ページの不審者対策についてのことなんですけれども、私も小学校に時々出入りすることがありますので、ちょっと感じる場所があるんですけども、まず門が、よく給食の車を通す、入れるために時間になるとあいているみたいになっているものなんですか。その時間になると給食の車が入るためにあけておくみたいになっているのかなと。時々あいているときがあるんですけども、それはどうなんでしょう。

○学校給食課長（沖倉正樹） 基本的には、運転手が運ぶおりにあけるといふことで。ただ、学校によっては出るまであけておくことがあることは聞いております。基本的には、その都度開け閉めをするということになっているのですが、出るまでの間あけておいて、出してから閉めるということをしているケースはあると思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。時間的にそんな長い時間ではないと思うんですけども、やはり少しどうかと感じるところもありますので、いろいろ学校の正門の前の道路の状況とか、いろんな状況はあるとは思いますが、やはりそこはちょっと用心していただければと感じました。

あともう1つは、事務室の玄関を入った所の、来客が通るところの事務室の部分というのが、学校によっていろいろ違いますよね、事務室のある位置が違おうと思うんですけども、窓ガラスが基本的には閉めておくものなのかどうかとか、冬などは暖房とかあるので開けっ放しは熱効率も悪いし、もちろん閉めて、ガラス戸ですから閉めていてもいいと思うんですけども、わたしもちょっと民間の出なので、事務所は受付ではないのかなというふうには思うんですけども、やはり、最初に学校に来たときに、よそから来た人がまず受付を通るといふことを考えると、やっぱり受付は、言ってみればその学校の窓口というか、顔とも言えるところだというふうに感じる場所があって、そうすると何か寂しいなと思うところもありますし、それは学校によりけり、いろいろなんですけれども、そ

れと、あとは安全という面からもやはり一声かけるというか、挨拶をするとか、そういうことがすごく大事なんじゃないかなというふうに思う部分もあり、何も丁寧なことをしてほしいとかそういうことは一切なく、単に「こんにちは」とか「いらっしゃいませ」じゃないですけれども、「こんにちは」だけでいいんですけれども、そういったことが非常に安全にも関わってくるんじゃないかなというふうに感じるときがありますので、その点は、そういった事務室というものの意味というか、仕事としてその辺はどういった位置づけになっているんでしょうか。

○庶務課長（柳 雅司） この12月に入りまして、不審者対策ということで各学校に再度通知したところですが、まず学校に入る時には、門の所にカメラがありまして、人が来ると事務室のモニターでわかるようになっておりまして、その後、事務室のところで来校証をつけていただくということの徹底をお願いしたところですが、以前からも決まりはありましたけれども、ここで再度その徹底をいたしました。この時に、事務室の窓口をあける、あけないということは言わなかったのですが、来た方については皆さんに受付をしてもらって来校証を付けてもらう徹底をいたしました。そのほかに、学校内では来校証を付けていない人には、特に「どちらにご用ですか」などの声かけをしてもらおうと。来校証をしていない人は、一応ルールをはずしていますので、声かけを徹底するようにお願いをしたところでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

そのような御対応をいただいてとてもそれは大事なことだしいと思いますけれども、やっぱり書いて、それを付けるといった段階で、人の目があるかどうかですごく違うと思うんですね。基本的にそういうものだというふうになって、みんなさっと書いて、さっと付けてというようなことが、目がなくてもそういうふうになっているので、それが普通になっているというような印象があるんですね。だからやっぱり、どうなんだろうかね、それは事務の方もいろいろなお仕事もあると思うんですけれども、やっぱり一声あったほうが、絶対、安全度は上がってくるんじゃないのかなと思うので、やっぱり子供たちにも挨拶運動ということを非常に口をすっぱく言っていますから、まずはやっぱり大人たちが挨拶していくということがすごく大事なんじゃないかなと私は考えておりますので、またちょっと御検討いただければと思います。

○委員（石川隆俊） ちょっと質問していいですか。学校には事務の方というか正確な職名は知りませんが、何人ぐらいいるんでしょうか。それを各学校、いわゆる教職員以外の、そういう学校事務等担当される方は。

○庶務課長（柳 雅司） 東京都の事務の職員と、市から事務の臨時職員で2人はいます。

○委員（石川隆俊） 私の経験なんですけど、私の孫をある事情で、途中、退校させる必要が起こって、調布のほうなんですけど、学校に行きましたら、もうすでに、それほど寒い時じゃなかったんですけど、もうそういう方が門の付近にいまして、私が

別に行くって言っていなかったにも関わらず、すぐやって来て誰だと、こういうふうに来ましてね、それで話す必要があつてとか、そういうところもあるみたいですね。だから、ぶらぶら歩いてらっしゃるといったら失礼だけれども、そういう形で来られるところもあるようですね。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね、やっぱり学校、配膳の方とか用務主事さんとかいろんな方がいらして、皆さんが一人ずつそれぞれ、知らない外部から来た保護者を含め、外部の仕事の方も含め、みんなで声をかけるということがあれば、やっぱり安全さは上がってくると思うんですね。そういうことが、本当に、中には本当にすごくよくしていただいているという皆さんもたくさんいらっしゃるので、それもわかっていただきたいんですけども、そういうことをより徹底していただければなと感じました。

もうあと1点だけ、すみません。今の件はこれで終わりますけれども、14ページの不登校ということで、自立支援ということで、これは質問なんですけれども、最後の釧路市のような取り組みというようなことをいただいているんですけども、これはどういった内容なのか、すみません、不勉強でわからないので教えていただければと思います。

○学校教育部長（丹羽 孝）　学校教育という立ち位置ではなく、生活保護の方への支援とか釧路の場合は母子家庭が非常に多いということで、そういうところでNPO法人が立ち上がってしまっていて、例えば、今学校に行かなくてもいいから高校に行かせようみたいな次の段階を考えたり、普通なら本市のように適応指導教室にいった学校に戻ってもらおうというのが学校教育の考えなんですけれども、それではなく福祉の立場で、何しろこの子たちをどうにか上に上げていこうというようなことでNPOの団体がやってくれているようです。結果的には、上のほうにいていただくのが良いわけですが、学校に戻ってから、本来なら高校に行ってほしいと考えています。極端な言い方をしますけれども、それよりは高校にどうやって行かせようとか、そのための勉強をさせようとか、そういうようなことをさせているようなことを議員の方はおっしゃってありました。

○委員長（紅林由紀子）　わかりました、ありがとうございました。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。それでは少し時間を取ってしまいましたが、これで報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2 昭島市立学校の教職員に対する面接指導実施要綱の一部を改正する要綱について、説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡）　報告事項2 昭島市立学校の教職員に対する面接指導実施要綱の一部を改正する要綱について御報告いたします。

本要綱は、労働安全衛生法に基づき定めたものでございます。本件につきましては、昭島市立学校の教職員に対する面接指導の実施について、これまでは年3回学期ごとに教育委員会が定めるものとしておりましたけれども、教員が面接指導を希望した際に随時実施できる体制をつくるため、実施時期及び回数について

改正を行い、あわせて教職員の勤務時間を超える労働時間を集計するための様式を追加するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項に「時間数の算定は」の後に「勤務時間を超える労働時間数集計表（第1号様式）により」を加えております。

第4条に「第1号様式」を追加したことに伴いまして、第5条第1項中「第1号様式」を「第2号様式」というように、様式番号をずらしております。

第6条でございますが、面接指導を実施する時期及び回数等を面接指導を行う時期とし、「面接指導は第4条第1項各号に規定する教職員の申出により行うこととし、教育委員会が別に定める日に行うものとする。」と定めております。

第8条第3項中、「第5号様式」を「6号様式」に、第9条中「6号様式」を「7号様式」にそれぞれ定めております。

附則といたしましてこの要綱は平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

本件につきまして何か御質問・御意見ございますでしょうか。

大きな変更点としましては、面接が、年3回から希望すれば随時行われるといったところが一番大きな変更点。あとは様式が新しくなったと、新しくついたり、すみません。

○指導課長（宇都宮聡） 「1号様式」だけ新しくなって、それ以降のものは、2号、3号、4号とずらしていったと、そういったことになります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということは、今まではこういった様式は1号様式のようなものはなく、まとめて超過時間を書くような形になっていたわけですか。

○指導課長（宇都宮聡） 正直申し上げまして、第4条については履行されておりました。ここに来て、私のほうでこの集計表のほうを、実はこれ、紙ベースで今出ておりますけれども、何月の月の所に数字を入れるとその月の曜日と日にちが合致して出てくるような様式にしてあって、先生方が自分のパソコンの中で、きょうの勤務時間が7時間45分ですので、それを越えた部分についての数値を入れていくと、最後集計が出てくるというようなことで、残業時間がある一定数を超えると、校長先生のほうから面接指導大丈夫か、面接指導というふうに行うような形を行います。

1月1日から施行はいたしますけれども、正式には来年度の4月から毎月末集計を取るようにいたします。その前に、この2月に試行として部活動のこともいろいろ絡んでおりますので、この勤務時間を超える勤務時間数について集計を計っていくところでございます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ということはよりはっきり的確にその状況を把握できるようになったということですね。

ということでございます。この件につきましては何かございますでしょうか。よろしいですか。では、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、この件は終わります。

続きまして、報告事項3 平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」の結果について、説明をお願いします。

○指導主事（岸 知聡） 報告事項3、平成25年度「児童生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」の結果についてご報告申し上げます。

まず、調査の概要について御説明いたします。本調査は平成25年7月4日に東京都の小学校第5学年の児童、中学校第2学年の生徒全員を対象に、小学校は国語・社会・算数・理科、中学校は国語・社会・数学・理科・英語の各教科で実施されました。夏期休業期間に各学校で採点を行い、11月下旬に結果が公表されました。

調査内容につきましては、学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況に関する調査と、「読み解く力」という東京都が定めた「必要な情報を正確に取り出す」「取り出した情報を比較関連付けて読み取る」「読み取った内容を理解・解釈・推論して課題を解決する」という3つのステップで課題を解決する力に関する調査となっております。

なお、本調査により測定できる学力は特定の一部であり、学習指導要領に示された基礎的・基本的な知識や技能を身につけることはもとより、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力・表現力などの資質や能力までを含めた力を学力ととらえていますことを申し添えさせていただきます。

次に、平成25年度「児童生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」の結果について御説明申し上げます。

全体的には、東京都の平均正答率に比べて下回る結果ではございましたが、観点や設問等によっては東京都の平均正答率を上回る項目もございました。校種・教科別に具体的に申し上げます。

小学校におきましては、全体的に東京都の平均正答率に比べ下回る結果ではございましたが、関心・意欲・態度の観点につきましては東京都の平均正答率との差が小さく、全教科においてマイナス2ポイント以内という結果でございました。

また、理科につきましては、太陽と影のでき方の関係を捉える科学的な思考・表現の観点の設問や、はかりを適切に扱うことに関する観察・実験の技能の観点の設問について、東京都の平均正答率を上回る結果でございました。理科教育実験研修など教員研修に取り組んできたことが要因の一つとも考えられます。

中学校におきましては、国語への関心・意欲・態度の観点につきましては、東京都の平均正答率を約12ポイント上回るという結果でございました。また、英語の外国語表現の能力の観点につきましては、東京都の平均正答率を約8ポイント上回るという結果でございました。英語スピーチコンテストなど、外国語の表現活動の指導に取り組んできたことが要因の一つとも考えられます。

また、読み解く力のうち、理解・解釈・推論して課題を解決する観点につつま

して、社会・数学。理科の3教科におきまして東京都の平均正答率を上回る結果でございました。読み解く力の3段階のうち、3つめのステップの平均正答率が高いという結果から、最後まで諦めないで課題に取り組み解決しようとする意欲や態度が育ってきていると考えられます。

各小中学校におきましては、8月末に通知された東京都全体の約10%の抽出校の速報値を元に学力調査の結果を分析し、2学期の授業から各校の実態に応じた授業改善を進めているところでございます。事務局におきましても効果的な研修を実施できるよう取り組んでまいります。

以上で報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

東京都の児童生徒の学力向上を図るための調査ということの結果の報告をいただきました。ただいまの報告につきまして、何か御意見・御質問・御感想などございますでしょうか。

依然、都の平均よりは少し下回っているというような状況のようではけれども、中には上回る、あるいは非常に差が縮まっているという分野もあるということで、先生方がとても授業研究など頑張っていていただいている成果が少しずつ表れているのかなというような気持ちで、非常に感謝の気持ちでいっぱいでございます。今回は中学校が結構頑張っているなという印象があるんですけども、指導課の先生方は、中学校が非常に都の平均に肉薄していて、小学校はまだ少しあるかなとこういった結果の背景を、どういったふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） 今、現在、子供たちが都の平均に肉薄してきているというのは、やはり基本的に小学校の段階で指導をしていた積み重ねがここに来てやっと花が咲いてきたのかなと。もちろん中学校の先生方の指導の工夫というのも当然ありますけれども、子供たちはずっと学年が追ってきていますので、教育振興基本計画及びHDSプラン、教育推進計画の成果が徐々に始めているのかなというふうに考えているところです。

こちらの正答率の分布のほうのグラフを見ていただくとおわかりになると思うんですけども、例えば小学校の教科においては、都の平均に近いところの子供たちがたくさんいて、この子供たちがもうちょっと頑張れば、都の平均を超えられるだろうなということがわかります。ただ、中学校のほうをご覧いただくと、下のほうですね、ゼロ、1、2、3となっているところの一番左側の子供たちが相当数いると。この子供たちにどう手当をしてあげるのかということ、今度はターゲットを絞って指導をしていく、要するに、全体の授業改善ではなくてターゲットを絞って指導をしていくということが必要になってくるのかなというふうに考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

そうですね、私も中学校のこの分布を見て、こちらのほうの山の部分というかこの生徒数ゼロ1、2とか3とか、このあたりの積み重ねてついていけない

ようなお子さんに対して、手当てがあればもっと違ってくるなというか、それがすごく必要だということがここに表れているなと感じました。

そして小学校は、分布が微妙に少しだけ左にずれているという感じなんです。だからもう少しという感じなんだと思うんですけども、もしかするとこれは全然分析をしているわけでも何でもないですけども、例えばテストに慣れているとか、塾に通っている子の率が少し高いとか、そういった区市町村もあるんだと思いますし、もしかしたらそういった部分のテスト慣れというか、そういったものを回答していく手だてが少し得意な子がちょっと多いのかも知れないという部分もあるかなと感じました。

まだ小学校2年生ですけども、うちの子供を見ると、本当にうっかりとしたミスが多くて、それは見直せばいいじゃないのというようなミスが多いんですよ。これはうちの子だけかも知れませんが、そういったものに慣れていくと自然とそういうものは減っていくと思いますし、そういったことで本当に1問、2問は簡単にずれていってしまうのがこういったテストの世界というか、そういう部分でもありますので、もちろん授業をさらによりよい授業を行っていただくのは当然のことですけども、それはぜひやっていただきたい部分もあります。もしかするとそういうところを、ちゃんとそこら辺のケアも少しするとまた違うのかなという気もします。点取り虫みたいで、すごくえげつない感じがするかも知れませんが、そういったつまらないミスを減らすとかそういうことって、結構、大人になってからも、どんな職業に就いている人でもとても必要とされるスキルですので、そういったことを身につけさせるという訓練ももしかするといいのかなという気がいたしました。

○指導課長（宇都宮聡） そういった反面もあるかなと思いますが、昭島市としてまず取り組んでいたのが、無回答をなくすところから始めました。ケアレスミスではなくて、無回答をまずなくすところから始めて、今、ここら辺の過渡期に来ているかなというふうに思います。ですので、小学校4年生と中学校1年生で昭島市独自の学力調査を始めましたが、今、委員長がおっしゃったとおりの意図がこちらにはありますので、その辺をうまく活用していければなというふうに思っています。

それと、中学生のほうのこのゼロ、1、2、3のところが多いのは、学力自身だけではなくて、特別な支援を要する児童生徒さんである可能性もあるわけなので、その辺の分析も今後進めてまいりたいと考えております。

○委員長（紅林由紀子） ぜひどうぞよろしくお願いいたします。無回答の面については本当に先生方の御努力に感謝いたします。

それでは、この件につきましてはよろしいですか。それでは、以上で報告事項3は終わります。

続きまして、報告事項4 「ふれあい月間（平成25年度第2回）」の取組の調査結果について説明をお願いいたします。

○指導主事（大友基裕） 報告事項4号、「ふれあい月間（平成25年度第2回）」の取組の

調査結果について御報告いたします。

ふれあい月間の取組は、各学校において、いじめ等の問題行動の状況について総点検を行い、現状や取組の効果を把握することや問題行動の早期発見、未然防止等につながる具体的な取組を実施することを目的として、年間3回実施されております。

今回の調査ですが、9月に実施いたしましたいじめの実態及び対応状況把握のための調査で、いじめであることを疑い、引き続き確認を要する件数について重点的に調査しております。

9月30日の時点で、小学校20件、中学校1件の報告がありました。その後、各学校において、慎重かつ丁寧に調査を進めた結果、小学校において16件がいじめであると認知されました。各学校での早期解消での取組の結果、11月30日までに11件のいじめが解消しました。しかし、まだ5件が対応中の案件として残っており、各学校において解消に向けた取組を継続しております。その結果、表だったところでの問題は解消し、被害児童も落ち着いて生活できるようになりつつあるという報告を受けております。

2の表が、ふれあい月間期間中の各学校での具体的な取組です。小中全校において毎日学級の児童生徒一人ひとりの表情や様子を注意深く観察し、個別に声かけを行っております。さらに、いじめは絶対に許されない行為であるという意識を醸成するための取り組みも行っております。そして道徳の時間に思いやりや友情をテーマにした授業を実践したり、スクールカウンセラーとの連携による予防的対応を行ったりしている学校も多くあり、一人ひとりが安心して学校生活を送るような取組を各学校で実践しているところであります。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ふれあい月間第2回目の調査結果ということでございますが何かこの件についてございますでしょうか。

よろしいですか。いろいろ各学校、細かな取り組みをしていただいているようで続けていただければなと思いました。

そして、先日保護者として教育長からの暴力はいけないというようなメッセージをいただきましたけれども、とてもよかったなと思いました。各学校に配られたと思うんですけども、ほかの保護者の方からもああいうメッセージをいただけてよかったというような声もいただきました。ありがとうございました。

それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項5 平成26年度入学予定者就学時健康診断受診状況について説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 報告事項5 平成26年度入学予定者就学時健康診断受診状況について御報告いたします。

平成26年度に小学校に入学を予定している学齢時の健康診断でございますが、対象になる児童は10月1日現在、住民基本台帳に登録されている方、10月1日以降、本市に転入された方、住民登録はないけれども本市にお住まいの方、入学

時までには本市に転入予定の方及び外国籍であるけれども本市の学校での就学を希望する方でございます。

健康診断につきましては、10月21日に武蔵野小学校、光華小学校から始まり、11月14日のつつじが丘南小学校まで述べ12日間にわたり実施いたしました。この間、各学校の学校医、学校歯科医、教職員の皆様の御協力を得て無事終了することができました。

就学予定者数は、11月14日の就学時健康診断終了時点で、男子児童468名、女子児童446名、計914名でございます。受診者数につきましては都合により他校で受診をした児童を含めた各学校の受診者数となっております。欠席者数は男子児童12名、女子児童13名の、計25名でございます。欠席者の内訳としましては、私立学校に入学の児童が4名、就学時健康診断を欠席したため、後日入学予定の学校医、学校歯科医さんのところで受診するよう医療件を発行した児童が17名、10月1日以降転出または3月末までに転出予定のある児童が4名となっております。

今後はこの数字を元にして、転入・転出等の把握をしながら平成26年4月に向けて学級編成作業を行っております。

また、蛇足ではございますけれども、今回の就学時健康診断から特別支援教育係が全部の学校を回って、全児童の顔と様子を見させていただき、そういった取り組みも始めております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

この件につきまして何かございますでしょうか。特別支援の係の方が回っていただけるのは本当にありがたいなと思います。

例えば、あきる野学園に入るお子さんとかはこの時点ではもうわかっているわけなんですか。ここの数に入ってくるんですか、こないんでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） その件数はこちらには入っておりません。というのは、別に都の特別支援学校に入るための健康診断を受けますので、そちらのほうでやっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。また、学級数が微妙なところもあるようなんですけれども、これからまた見守っていきたいと思います。

では、この件は終わります。

続きまして、報告事項6 平成25年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰等の受賞について説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、報告資料6について説明を始めます。

こちらは、平成25年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰、あわせて平成25年度東京都教育委員会職員表彰、こちらを拝島第二小学校が受賞いたしました。その表彰内容としましては、地球温暖化防止を子供たちに意識させる活動を継続し

て行ったこと。また、昭島市教育委員会研究指定校として、環境教育について取り組んだことがございます。

具体的にはこちらの3番に書かれている内容がありますが、緑のカーテン活動について本日は御紹介させていただきたいと思います。こちらは、校舎の南側、及び体育館の所に緑のカーテンを引き、特に飼育小屋に引いた緑のカーテンをやったところ、これはゴーヤとかヘチマとかでやっていますが、体感温度が8度も違うというぐらい具体的なことでございました。またほかにもこちらに書かれているような内容を行っております。

先に、地球温暖化防止活動環境大臣表彰が終わっておりまして、今後東京都の教育委員会の職員表彰に参加する予定でございます。

簡単でございますが、以上報告でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

大変嬉しい受賞のお知らせですけれども、何かこの件につきましてございませうでしょうか。

積極的に取り組んでいただきまして、これは、研究発表のほうでも、その内容についてもお聞かせいただきました。これからも、ぜひこの成果を生かして続けていただければなと期待しております。

それではこの件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項7 昭島市学校給食配置員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則の承認について、説明をお願いします。

○学校給食課長（沖倉正樹） それでは、報告事項7、昭島市学校給食配置員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則の承認について御説明申し上げます。

本規則改正につきましては、東京都人事委員会勧告に基づく、昭島市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、学校給食配置員の報酬月額及び特別報償の支給率につきまして一般職の職員に準じて改定いたしましたものでございます。

具体的には、次ページをお開きいただきまして、新旧対照表で改正内容を説明させていただきます。表中、下線の部分が改正点でございまして、右の欄が旧、左の欄が新となっております。

まず、第2条第2項の報酬月額を、14万3,200円から100円減額し、14万3,100円といたしましたものでございます。

次に、附則第2項、平成25年12月に支給する特別報償の特例でございしますが、平成25年12月に支給する特別報償につきましては、昭島市学校給食配置員の報酬等に関する規則第3条の規定にかかわらず、昭島市一般職の職員の給与に関する条例附則第4項の規定について、同項中、100分の135.6とあるのを100分の136.55と読み替えて適用するといたしましたものでございます。この附則第2項でございしますが、報酬月額を12月1日付けで100円減額いたしました。この減額を既に支給いたしました4月から11月分の報酬までさかのぼって適用する関係で、減額分を特別報償の中で調整・精算するために必要な規定でございします。

配置員の特別報償は、一般職の職員の例によることが規則第3条に規定されて

おりますが、一般職の場合、条例の本則で支給率が定められ、附則において給与改定による減額後の支給率を定めております。この減額後の支給率が、一般職の職員が100分の135.6であるのに対し、配置員が100分の136.55であるために今回の改正を行ったものでございます。

施行日につきましては、特別報償の基準日であります平成25年12月1日までに施行する必要がございますことから、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により平成25年11月29日付で規則改正の交付を行い、同規則同条第2項に基づき、本日の教育委員会において御承認いただきたく御報告を申し上げます。

なお、本日、資料配付のみとさせていただきます、報告事項(13)、(14)、(15)の、昭島市立会館昭島市みほり体育館、昭島市民会館・公民館、それぞれの管理員の雇用勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱によります、各管理員の賃金月額を減額する改正に関しましても、給食配置員と同様の主旨から改正をいたしたものでございます。このことを関連として申し添えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして何かございますでしょうか。

毎年ある、このところ減額ですけれども、そういったことで、資料配付のみとなっております(13)、(14)、(15)につきましても同様だということでございますがよろしいですね。

わかりました。ありがとうございました。それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項8 平成25年度食育シンポジウムの開催について説明をお願いします。

○学校給食課長（沖倉正樹） それでは、報告事項8、平成25年度食育シンポジウムの開催につきまして御報告させていただきます。

こちらのシンポジウムは、平成21年度に消費生活展の中で開催させていただいたのを初めといたしまして、翌年の平成22年度から給食週間にちなんで学校給食課単独で実施をさせていただいております。

本年度につきましては、平成26年1月21日の火曜日午後3時から5時までということで実施させていただきます。会場につきましては、昭島市役所1階市民ホールでございます。テーマでございますが、「日本型食生活と魚」ということで、こちらのテーマを選定いたしました理由が、近年、日本型の食事が低脂肪で栄養のバランスもよい上に、素材のうまみを生かした味付けが高く評価され、世界的な注目を集めている中であって、国内では食習慣の洋風化・簡略化が進んでいます。こうした中であって、日本型食生活の代表的な食材であります魚につきましては、御家庭の食習慣によりまして好き嫌いがはっきりと分かれる食材の一つでもございます。今回こういったテーマを取り上げることによりまして、もう一度、御家庭での食習慣を見直す契機になればということで設定したものでございます。

構成でございますが、第一部が基調講演といたしまして、予定では女子栄養大

学の鈴木平光先生から食習慣として魚を食べることの栄養学的な意義について基調講演をいただきます。その後、子供たちによる学校での実践報告といたしまして、つつじが丘南小学校の、歌で表現することによって、栄養素の分類や正しい生活習慣を身近に感じて理解を促進するというような取り組みを担当栄養士から報告をしていただきます。また2つ目といたしまして、拝島第一小学校から給食委員会による魚の食べ方指導というようなことで、給食委員会の子供たちが自らサンマの食べ方と指導法を学んで、ほかの子供たちに上手な食べ方を指導するところといった取り組みを報告させていただきます。まとめといたしまして、拝島第一小学校の校長先生、それから栄養士から日本型食生活の普及促進に関する今後の取り組みについてまとめを述べさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

来年1月21日に行われます、食育シンポジウムの内容についてでございましたが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

非常に魚を食べる食習慣ということで、非常に意味があるかなと感じます。学校の給食の中で、やっぱり魚、サンマだと思うんですけども、そういうのを食べることで、こういうものの食べ方がそこでわかったって、本来なら家庭でやらなきゃいけないことだなとも思うんですけども、そのきっかけとなったという声も聞きますし、こういった内容でやっていただけるのはとてもありがたいと思います。

やっぱり時間は、午後3時から5時という設定になっているのは、これは先生方も来られるからなんでしょうか。保護者を考えるとこれはちょっとこの時間は厳しいという感じがするんですけども。

○学校給食課長（沖倉正樹） そうですね、先生方にも出席していただきたい、また、学校給食のほうの職員、栄養士にも参加していただきたいということで、こうした時間設定になっております。検討しておりますのは、土日を利用してできないかということで、昨年度も検討させていただいたところですけども、お子さんの出席をいただくというところで、ちょっと土日ですとほかの活動をされている方が多いということで、困難性があるのではないかというような御意見をいただいて平日のままとしているところでございます。なおその辺は検討してまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ぜひいいお話しでしたら、それが何かの形で保護者のほうに伝わるような、御検討いただければと思います。

ほかにはよろしいですか。それではこの件は終わりたいと思います。

それでは、報告事項9 昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーの募集結果について説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーの募集結果について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

11月1日から15日までの期間で、提案金額年額250万円以上、提案期間5年以上の条件で、市民会館のネーミングライツ・パートナーの募集を行いました。この期間に応募がございませんでした。

11月18日に、ネーミングライツ検討委員会を開催し、今後について検討した結果、募集期間を11月25日まで延長し、市として提案する金額、及び期間については変更はせず、提案の相談に応じることといたしました。

結果、フォスター電機株式会社さんから金額については年額180万円、期間については3年、愛称については「KOTORIホール」という提案の応募があったことから12月5日に開催いたしましたネーミングライツ検討委員会において検討した結果、この1社を交渉権者とする事といたしましたので、本日報告させていただきます。

なお、今後の予定につきましては、協定の内容について交渉権者である相手方と協議いたしまして合意に至った時点で協定を締結することになります。周知につきましては2月の広報を予定しております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ネーミングライツ・パートナーということでございますけれども、この件につきまして何か御意見や御質問などございますでしょうか。

なかなか難しい御苦勞もあったかと思えます。

「KOTORI」というのは何か由来があるんですか。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 「KOTORI」というネーミングなんですけれども、こちらにつきましては2009年にフォスター電気さんで製品化されました、その当時、世界で初めてのカスタムヘッドフォンのブランド名ということになっています。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

どうぞでございます。よろしいですか。それでは、交渉がうまくまとまりますようお祈りしています。

では、この件は終わりたいと思えます。

それでは、以上で報告事項1から9の説明が終わりました。報告事項10から18につきましては資料配付のみとしておりますけれども、この中身について御質問や御意見などございましたらお願いいたします。

特にはよろしいですか。ざっと見ていただいてですね。

よろしいですかね。感想といたしましては、この最後の18の、講座が非常に興味深い内容だなと感じました。

よろしいでしょうか。それでは終わりたいと思えます。

続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） すみません、今、教育委員さんのお手元に来年の1月

12日の駅伝の御案内をさせていただきました。そのほか、来年2月3月に行事がございます、また改めてご案内させていただきますけれども、2月9日午前9時から総合スポーツセンターで、自治会ブロック対抗スポーツ大会がございます。それから3月9日、やはり午前9時から総合スポーツセンターで、市民綱引き大会を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

2月9日と3月9日ということでございますね。はい、わかりました。またお知らせをお願いします。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは次に、次回の教育委員会日程についてお願ひいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、平成26年1月16日木曜日、午後1時30分から、場所は市民交流センターで行いますのでよろしくお願ひいたします。

なお、この日ですが、定例会終了後、昭島市立小中学校長との教育懇談会を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、本日定例会終了後、市長との懇談会がありますので引き続きよろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

今回は1月16日1時半、市民交流センターということでございます。その後、校長先生方との懇談がございますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ほかにはよろしいですか。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第12回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署名委員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当